

関西言語学会重複発表禁止に関して

関西言語学会大会委員長

上田 功

2007年8月21日に開催された関西言語学会大会実行委員会ならびに運営委員会に於いて、重複発表に関する今後の対処について議論致しました。その結果、重複発表応募に対してより厳正を期すこととなりましたので、ご報告申し上げます。

[2008/5/5, 一部改訂 2008/10/2, 2018/3/29, 2020/3/31]

重複発表とは以下の発表論文を言う。

- ・ 2つの発表論文がまったく同じ内容のもの。
- ・ タイトルのみを変更した同一内容のもの。
- ・ 発表済みの論文について、同様の内容を他の言語で記述されたもの（例えば日本語論文を英語で、また英語（その他の外国語）論文を日本語で記述し直しただけのもの）。
- ・ 以上の他に、本学会に提出された口頭発表論文と類似論文が他学会に提出され、後日、当該発表論文に対して重複発表ではないかとの疑義が提示されたもの。

第4の場合は、対象となる2つの発表論文の内容に関して、それぞれの論旨の立て方、用いられている例文、図、表、また結論に至る論旨等を精査し、互いの論文における主張論点がどのように異なるか、また新たな結論を導きだしているかを見極めることとする。

確かに論旨の分析手法に至る先行研究の記述に関して、類似点が見いだせることがあるのは避けがたいが、これに関しても、論の進め方が本論の目的に沿って適切に成されているか否かを判断基準とする。また類似の分析、問題点を異なる観点から分析したような場合は、それぞれの論文における論点が明確に記述されているか

どうかを判断し、その結果、結論として述べられている論点が明確に2つの論文上で差違化されているかどうかを判断基準とする。

以上の観点から、いずれの場合も重複発表と疑義をもたれた論文は、本学会大会委員会における議を経た上で、本学会運営委員会に於いて最終判断を下すこととする。応募発表要旨の査読結果が本学会大会委員会の判断に委ねられており、本学会運営委員会における判断が最終結果であるのと同様に、会員は当該委員会で下されたいかなる処置にも従うものとする。また、当該委員会が下した処置内容に従わない場合は、当該発表論文の応募者に対し、それ以後の本学会への発表要旨の応募をご辞退願うこともあり得る。

尚、他学会への重複応募により生じた重複発表か否かの判断は、他学会からの情報がないことを鑑みると、発表要旨選考過程ではその判断が難しい。従って、後日その旨の疑義が提示された段階で、しかるべき資料に基づき、本学会大会委員会にて厳正に対処することとする。その結果、重複発表と判断を下された発表に関しては、当該年度の大会プログラムの記載を無効とし、後日発行される論文集への掲載も認めない。

関西言語学会で言う発表論文とは、既発表論文とその論点の「明確な差違」が述べられ、また「新しい知見」が述べられている発表論文を言います。したがって、他の発表論文と類似点の多い発表要旨の提出は、必ず事前にお控えくださいますようお願い致します。また本学会で採択された研究発表要旨が、時期を同じくして他学会でも採択されるような事態が生じた場合は、いずれかの発表を事前にご辞退頂き、その旨を本学会事務局まで速やかにご通知頂きますよう、重ねてお願い致します。